



- 1. 電子申請の準備 (ID及びパスワードの発行申請)
- 2. 電子申請の準備(様式ファイルの取得)
- 3. 電子申請の準備(e-Gov利用準備)
- 4. e-Govを用いた申請方法
- 5. 申請した後の審査状態の確認

## 電子申請の準備(ID及びパスワードの発行申請)①

## 電子申請準備

電子申請のための I Dの取得
 e-Gov若しくはオゾン層保護等推進室 H P から施行規則様
 式21をダウンロードし郵送してください。(社印等押印不要)

e-Gov http://www.e-gov.go.jp/

オゾン層保護等推進室 H P

http://www.meti.go.jp/policy/chemical\_management/ozone/densisinnsei.html

- 2. 後日オゾン層保護等推進室から IDを発送
- 3. e-Govから各種手続きを実施

※オゾン層保護法に係る手続きは原則電子申請(e-Govを経由した申請) ※手続きには<u>約3週間ほど</u>時間がかかります。2020年9月29日~10月9日の 内示申請受付期間で内示申請の受付を行うため、早めの申請をお願いします。



- 備考 1 暗艇符号の欄には、暗艇符号として用いる9桁のアラビア数字の組み合わせを記入 すること。
  - 2 本様式の用紙の大をさは、日本産業規格A4とすること。
  - 3 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

## 電子申請の準備(様式ファイルの取得)②



# 電子申請の準備(e-Gov利用準備)③



# e-Govを用いた申請方法①

	<ul> <li></li></ul>	ツール(コ) ヘルプ(出)	P + ≙ C G וייז	e-Govポータル ×	- □ × 命☆聯
	<b>С-</b> GOV ポ91	ŀ	English 💿 サイト内核	续索 行政機関横断検索	۹
1. e-Govのトップページ	① 重要なお知らせ <u>2020年11</u>	月以前からご利用いただいている	5方へ - 必ずお読みください-		×
http://www.e-gov.go.jp/	行政サービスや施策に関する 政策に対する意見の提出がで	ら情報をご案内します。 ごきます。			
2. 電子申請をクリック	e-Govのサービス				
					2
2. クリック	電子申請	法令検索	パブリック・コメント	文書管理	個人情報保護
	行政機関に対する申請・届 出等の手続ができます	現行施行されている法令を 検索できます	意見の提出や募集状況など の確認ができます	行政文書ファイル管理簿の 検索およびリンク集	個人情報ファイル簿の検索 およびリンク集
	行政サービス・施策に関	関する情報			

ど害・非常事態	>	環境	>	地方創生	>	子ども・教育	>
感染症対策		・環境問題対策		・まちづくり		・子どもの安全	
防災情報		・ 資源管理		<ul> <li>・地域活性化</li> </ul>		・子育て支援	
復旧・復興支援		・エネルギー政策		・農林水産		・教育	
災害対応・被災者支援		・省エネ・リサイクル					

## e-Govを用いた申請方法②

# <section-header><complex-block><complex-block><text>

## e-Gov電子申請とは

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、 インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。

※e-Govアカウントや、e-Govアプリケーションのインストー ルなどの利用準備がお済みでない場合は、「利用準備」 をクリックして設定を行ってください。

3. 手続検索をクリック

# e-Govを用いた申請方法③

## 4. 手続き検索1

#### a. 手続名のキーワードを入力 ※キーワードがわからない場合は b.「経済産業省」 をクリックして、次の「5.手続検索2」の手順で分類 にて絞り込んでください

#### b. 「経済産業省」をクリック

#### 手続検索

e-Govで受付可能な手続が検索できます。

#### 🔗 状況から探す



	¢		
刑事警察	金融	行政機関個人情報保護	健康・医療
雇用・労働	社会保障	情報公開	年金
福祉・介護	厚生労働	安全・安心	エネルギー・環境
対外経済	中小企業	ものづくり	国土交通

III 所管行政機関から探タリック			
警察庁	国土交通省	環境省	金融庁
厚生労働省	経済産業省	気象庁	

## e-Govを用いた申請方法④

手続検索結果一覧

#### 5. 手続き検索2

a. 手続分野分類を以下の内容 で選択

> 大分類 : 安全・安心 中分類 : 化学物質管理 小分類 : オゾン層保護・温暖化対策

#### c. 「検索」をクリック



## 特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明のための申請手続き

・規制対象物質(以下「特定物質等」)を製造又は輸入しようとする者は、規制年度ごとに、その種類及びその数量について、経済産業大臣からの許可(法第4条)を受けること、 また、原料用途製造等製造数量規制の対象外とする場合には、その種類及びその数量について確認(法第12条)を受けることとなっています。

・その中で、当該規制年度ごとに特定物質等の種類及び数量について、別途定める基準に従い、様式第8による申請書に様式第8の2による証明書を添付して経済産業大臣に提出し、当該特定物質等が破壊された又は破壊されることの確認(法第11条)を受ければ、当該証明に係る数量分の特定物質等をあらたに製造することができることになるため、本手続は、左記大臣への確認申請に関することを定めています。

個別認証必要

申請書入力へ

#### 基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当て数量の追加内示申請書

基本的運用に係る申請基準値内での製造数量及び輸入承認・割当て数量の追加

個別認証必要

申請書入力へ

画期的に温室効果の低い製品の製造及び輸入を行う者に対する製造数量及び輸入数量の割当て内示申請

例外的運用による割当てのうち低温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与

個別認証必要

## e-Govを用いた申請方法⑤

#### 6. 目的の手続き名の「申請書入力へ」ボタンをクリック

#### ※オゾン法関連の手続きは一覧で表示されます。

保知信徒必要

手续截要

根拠法令

告知情報

戻る

電子申請方法別利用案内



# e-Govを用いた申請方法⑥

### 7. e-Gov電子申請アプリケーションを起動をクリック

○- GOV 電子申請





# e-Govを用いた申請方法⑦

e-Govアカウントログイン

### 8. e-Govアカウントにログイン



# e-Govを用いた申請方法⑧

## 9. 自身のIDとパスワードを入力

「電子申請の準備」でオゾン層保護等推進室から 発行されたユーザーIDとパスワードを入力します。

※前ページのe-Govアカウントのログインで利用するID及びパスワードとは異なります。

個別認証

申請・届出に必要な情報を入力してください。





### 10.「OK」をクリック

※IDとパスワードを必要としない申請である場合(電子証明書のみなど)は、本画面は表示されません。

# e-Govを用いた申請方法⑨

### 申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

#### 11. 申請者情報・連絡先情報を記入

#### **1.**基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。



11. 入力

## e-Govを用いた申請方法⑪

2. 特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認 証明のための申請手続き/破壊証明に係る特定物質等の製造確認

## 12. 申請書様式情報を入力

申請・届出に関する事項を入力してください。 複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧		<ul> <li>         ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
必須 特定物質等を製造しようとする者が当 該規制年度に特定物質等が破壊された こと又は破壊されることが確実である ことの確認証明のための申請手続き	<ul> <li>文書名:</li> <li>申諸書作成日:</li> <li>あて先:</li> <li>申諸者の情報:</li> <li>住所フリガナ:</li> <li>住所:</li> <li>申諸者:</li> <li>氏名フリガナ:</li> <li>氏名:</li> <li>名称フリガナ:</li> <li>名称:</li> <li>代表者役職名:</li> <li>代表者フリガナ:</li> </ul>	<ul> <li>         ・ プレビュー</li></ul>
	代表者氏名: 申請届出根拠:	山田 太郎 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 第11条第1項の規定により申請します。

12. 入力

# e-Govを用いた申請方法⑪

## 13. 書類を添付をクリック

		13 万1110万			
	添付書類	15. 7997		カ の た 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	
	提出する書類がある場合、添付してください。	書類を添付	中間に必要な音楽	拡張子:[bmp, csv, doc, docm, docx, dwg, dxf, gen, gif, htm, html, jaw, jbw, jpeg, jpg, jtd, jtw, juw,	
	必須     破壊された特定物質等の製造確認申請書(様式 第8)		pdf, ppt, sid, tif, 必須	tiff, txt, xfdf, xls, xlsb, xlsm, xlsx, xml, zip]	
	<ul><li></li></ul>		書類名: 提出形式:	破壊された特定物質等の製造確認申請書(様式第8) ● 添付	
			こちらにフ	14. ファイルを指定	
14.	参照ボタンで書類を添付する		ファイル名/UF ファイルサイス	RL:	
参照	。 ミボタンをクリックして、送付するファイルを選択します。	0			
			<u>必須</u> 書類名: 提出形式:	特定物質等の破壊数量の証明書(様式第8の2) <ul> <li>添付</li> </ul>	
_			こちらにフ:	ァイルをドラッグアンドドロップして指定できます	
15. 1 全7	添付ボタンをクリック のファイル添付操作が終わったら、添付ボタンをクリッ	101,ます。	ファイル名/UF ファイルサイス	RL:	]
			ファイルサイズ合	計:0KB 追加	
			キャンセル	添付	



# e-Govを用いた申請方法迎

#### 16. 提出先を選択をクリック



# e-Govを用いた申請方法(3)

## 19. 申請データを保存をクリック

 記入後、「申請データを保存」 ボタンをクリックして、任意のフォ ルダーに保存してください。

②次回からは、e-Govアカウント にログインして「作成した申請 書の読み込み」で保存したファ イルを指定すれば、記入した情 報がそのまま挿入されます。



#### 20. 内容を確認をクリック

入力内容に修正がなければ、内容を確認ボタン をクリックして申請書の提出に進みます。

# e-Govを用いた申請方法④

#### 申請内容確認

21. 提出ボタンをクリック

## <u>内容に修正がなければ、「提出」ボタンをク</u> リックすることにより、提出が完了します。

入力内容を確認し、「提出」ボタンを押してください。

#### 基本情報

申請者情報		詳細
法人名	経済産業省共済組合	
申請者氏名	山田太郎	
住所	東京都千代田区霞が関1丁目3-1	

#### 連絡先情報

法人名	経済産業省共済組合
連絡先氏名	山田 太郎
住所	東京都千代田区霞が関1丁目3-1

#### 手続名称

特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証明 のための申請手続き/破壊証明に係る特定物質等の製造確認

#### 申請書提出対象一覧

申請書名称	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確 実であることの確認証明のための申請手続き	民 プレビュー	
-------	---	---------	--

#### 添付書類

破壊された特定物質等の製造確認申請書(様式第 8)	aaa.xls	
特定物質等の破壊数量の証明書(様式第8の2)	bbb.txt	



## e-Govを用いた申請方法(5)

22. 提出完了

#### 提出完了画面が表示されれば、 提出が完了したことになります。

#### 「マイページトップへ」ボタンをクリッ クして提出済みの申請書の審査 等の状態を確認できます。

※「8. e-Govアカウントにログイン」で既に e-Govアカウントにログインしているので、ロ グインせずにマイページを確認できます。 再度、マイページにログインして審査状態 を確認したい場合は、次ページの、「申請 した後の審査状態の確認」の手順を行い ます。

甲請情報	中胡首经入仓山刀(PDF)
到達番号	151202100000030
到達日時	2021年1月28日 18時09分28秒
法人名	経済産業省共済組合
申請者氏名	山田太郎
手続名称	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証 明のための申請手続き/破壊証明に係る特定物質等の製造確認
到達結果	到達
所管府省	経済産業省
提出先	製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室
申請様式	特定物質等を製造しようとする者が当該規制年度に特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることの確認証 明のための申請手続き
書類名	aaa.xls bbb.txt

提出後の審査状況等はマイページの「申請案件一覧」から確認できます。

提出完了

由き事物 ろち 山も(ののの)

# 申請した後の審査状態の確認

# e-Govマイページにログインすることで申請後の審査状態確認できます。

1. e-Govのトップページで電子申請をクリック		
https://www.e-gov.go.jp/ e-Gov0サーにス Fe Gov0サーにス Fage: Arrow Fage: Arrow F	e-Govマイページでは、審査状態や通知等の情報 認することができます。	えを確
行数サービス・施業に関する情報             次吉・非常非能             ・振気症対策         ・環境策策対策         ・環ち留生         ・環ちつくり         ・現ち「クレービス・施業に関する情報         ・環ちつくり         ・現ちの少全         ・切ち気音を         ・切ち音を         ・切り音を         ・切り音を         ・         ・切り音を         ・切り音を         ・切り音を         ・         ・         ・	☑ 申請案件に関する通知 ○ 件 ○ 件 ○ 月 ○ 月 ○ 日	0 <sub>件</sub>
2. ログインをクリックしてe-Govマイページにログインします	□ 手続ブックマーク	
トップ 電子申請について 利用準備 手続検索 ヘルプ e-Govポータル >	「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます。	>
● 重要なお知らせ     e-Gov電子申請利用時にエラーが発生する場合について(1/25更新)     ×	画通の案件	≔一覧
仕事を効率化するe-Gov電子F	ステータス 到達番号 法人名 申請者氏名 手続名称	到達日時
	到達 1512021000000030 経済産業省共済組合 山田 太郎 特定物質等を製造しようとする者…	2021年1月28日
	※e-Govアカウントに紐付く申請書の情報を一元的に管理で 旧e-Govで利用していた申請ごとの状況照会の操作は必要	: きるため、 ありません。

#### e-Gov電子申請とは

電子申請とは、現在紙によって行われている申請や届出などの行政手続を、 インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするものです。